

## 第5章 津波情報等の収集・伝達

## 1 情報の種類と発表基準

## (1) 津波警報等

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、当市の津波予報区は青森県太平洋沿岸である。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m 5m<高さ≤10m		
		5m 3m<高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し小型船が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

津波の高さ：津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波に関する情報の発表

気象庁は、津波に関する情報（以下、「津波情報」という。）を発表する。津波情報の種類と発表内容は、次表のとおりである。

<津波情報の種類と発表内容>

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	八戸港などの津波到達予想時刻（注1）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	八戸港などで観測した津波の時刻や高さを発表（注2）
沖合の津波観測に関する情報	八戸沖などで観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（注3）

（注1） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注2） 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注3） 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

(3) 津波予報

気象庁は、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表のとおり津波予報を発表する。

<津波予報の発表基準と発表内容>

発表基準	内 容
津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 2 情報の収集手段

主な情報収集先は気象庁であるが、手段については、テレビ、ラジオ、インターネット、電話等により収集する。

また、地震発生後の時間経過に伴い気象庁等が発表する情報は次表のとおりである。

時間経過	気象庁からの情報	全国瞬時警報システム (J-ALERT)
地震発生後 約3分	津波警報等 「大津波警報・津波警報・津波注意報」	自動起動
	津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」	なし
	津波情報 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」	なし
地震発生後 約5分	津波情報 「津波観測に関する情報」	なし

## 3 その他の情報収集態勢

- (1) 津波警報等が発表される前で、津波発生のおそれがある段階
  - ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ、ラジオ、インターネット、電話等により情報を収集する。
  - ② 異常な水象を知ったときは、青森県や八戸警察署等の関係機関に通報する。
- (2) 遠地地震や火山噴火等による津波発生のおそれがある段階  
気象庁から津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報が発表されることがあるので、テレビ、ラジオ、インターネット、電話等により情報を収集する。

## 4 津波警報等の伝達方法

- (1) 関係機関から通報される、または全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により受信した津波警報等は、勤務時間内は防災危機管理課長が、勤務時間外は当直者が受領する。（ただし、J-ALERT については勤務時間以外においても防災危機管理課職員が受領する。）
- (2) 当直者が受領した場合は、直ちに防災危機管理課長及び関係課長に伝達するものとする。
- (3) 津波警報等を受領した防災危機管理課長は、市長に報告するとともに、関係機関及び市民に伝達する。
- (4) 関係機関等への伝達方法は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等		
	伝達先	伝達方法	
		勤務時間内	勤務時間外
防災危機管理課長	関係課	庁内放送 電話 庁内LAN 職員参集システム 使送	関係課長へ電話（当直者が受信した場合は、当直者が防災危機管理課長及び関係課長へ電話（職員参集システム活用））

(5) 市民に対する伝達方法は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
防災危機管理課長 (消防本部指令救急課長)	市民	緊急速報メール、ほっとスルメール、防災行政無線（J-ALERT等を含む）、状況により広報車及び口頭	大津波警報 (特別警報)
			津波警報
		ほっとスルメール、防災行政無線（J-ALERT等を含む）、状況により広報車及び口頭	津波注意報

注：状況により広報車及び口頭とは、遠地地震や火山噴火等による津波から避難する際など、時間的に余裕のある場合をいう。

(6) 防災行政無線の自動起動による放送内容

津波警報等が発表された場合、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、次表のとおり自動でサイレンと音声により放送される。

区 分	サイレンパターン	音 声
大津波警報	3秒吹鳴—2秒休止のパターンを3回放送	大津波警報。大津波警報。 ただちに高台に避難してください。
津波警報	5秒吹鳴—6秒休止のパターンを2回放送	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は、高台に避難してください。
津波注意報	10秒吹鳴—2秒休止のパターンを2回放送	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は、注意してください。